

令和7年1月29日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第4024号 損害賠償請求控訴事件

令和6年(ネ)第4286号 損害賠償請求附帯控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和5年(ワ)第16152号)

5 口頭弁論終結日 令和6年10月23日

判 決

東京都港区

控訴人兼附帯被控訴人

大 津 綾 香

(以下「控訴人」という。)

10 訴訟代理人弁護士

豊 田 賢 治

石 森 雄 一 郎

東京都港区

被控訴人兼附帯控訴人

立 花 孝 志

(以下「被控訴人」という。)

15 主 文

- 1 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人の控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

2 被控訴人の附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、60万円及びこれに対する令和5年5月11

東 京 高 等 裁 判 所

日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、特記しない限り、略称は原判決の例による。）

1 本件は、国政政党である「みんなで作る党」（旧党名「政治家女子48党」）（本件政党）の党首を務めていた被控訴人が、被控訴人の後任者として本件政党の党首となった控訴人に対し、令和5年4月7日に開催された記者会見（本件記者会見1）における控訴人の原判決別紙1の発言（本件発言1）及び同年5月10日に開催された記者会見（本件記者会見2）における控訴人の原判決別紙2の発言（本件発言2）により、被控訴人の名誉権が侵害されたと主張して、不法行為に基づき、慰謝料合計320万円（本件各記者会見のそれぞれにつき各160万円）及びこれに対する各不法行為日の後の日である同月11日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は、被控訴人の請求について、本件発言2(2)から(9)までについて不法行為が成立するとして、40万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容した。そこで、控訴人は、原判決中控訴人敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人は、原判決中被控訴人敗訴部分の一部を不服として附帯控訴をした。

3 前提事実、関係法令の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審における当事者の補充主張を後記4のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2（事案の概要等）の2（前提事実）から4（争点に対する当事者の主張）までに記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における当事者の補充主張

（控訴人の補充主張）

被控訴人は、本件政党の代表者として、特別代理人を選任することなく、本件政党から被控訴人が代表者を務める本件会社及び被控訴人個人への貸付である本件貸付をしたほか、被控訴人の代理人弁護士に対する弁護士報酬や、本件

5 政党の職員として稼働実績がない被控訴人の長男が居住するマンションの家賃を本件政党に負担させており、これらについては背任罪が成立する。また、被控訴人は、出資法に違反した手法を用いるだけでなく、虚偽事実を述べて、巨額の金銭の借入れをしており、これらについては出資法違反の罪や詐欺罪が成立する。したがって、本件発言2(2)から(9)までの摘示事実については真実性がある。

(被控訴人の補充主張)

10 本件発言2(2)から(9)までの発言は、「被控訴人が本件政党から多額の金を犯罪行為によって得ている人物」であると評価させるものであり、被控訴人の支持者等が上記発言に触れる機会があることに照らせば、慰謝料は少なくとも60万円を下らない。

第3 当裁判所の判断

15 1 当裁判所も、本件発言2(2)から(9)までについては不法行為が成立し、被控訴人の請求は、40万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3(当裁判所の判断)の1(認定事実)から4(争点(3)(原告の損害)について)までに記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

20 (1) 控訴人は、被控訴人が、本件政党の代表者として、特別代理人を選任することなく、本件政党から本件会社及び被控訴人個人への貸付である本件貸付をしたほか、被控訴人の代理人弁護士に対する弁護士報酬や、本件政党の職員として稼働実績がない被控訴人の長男が居住するマンションの家賃を本件政党に負担させており、これらについては背任罪が成立するし、また、出資法に違反した手法を用いるだけでなく、虚偽事実を述べて巨額の金銭の借入
25

れをしたことについては、出資法違反の罪や詐欺罪が成立するから、本件発言 2 (2) から (9) までの摘示事実については真実性があると主張する。

しかし、本件貸付については、被控訴人が本件政党の資金を不正に使用したとの事実は、その可能性があるという限度において立証されているというべきであるものの、令和 3 年収支報告書及び令和 4 年収支報告書には、本件貸付が刑事罰に相当することまでをうかがわせる記載はなく、本件中間報告書においても、被控訴人に対する貸付金が返金されていないとの指摘がされているにとどまることは、前記 1 で引用する原判決「事実及び理由」第 3 (当裁判所の判断) の 3 (争点 (2) (真実 (相当) 性の抗弁の成否) について) (3) (本件発言 2 (ただし、本件発言 2 (2) ないし (9)) について) アで認定説示するとおりである。そして、控訴人の上記主張を踏まえ、本件記録を精査しても、控訴人の行為が民事責任及び刑事責任を負うべき犯罪行為であって、捜査機関が本件政党と連携して控訴人に対する刑事責任の追及に向けた準備をしているとの事実を真実であると認めるに足りる的確な証拠はなく、本件発言 2 (2) から (9) までの摘示事実については真実性を欠くというべきである。

(2) 他方、被控訴人は、本件発言 2 (2) から (9) までは、「被控訴人が本件政党から多額の金を犯罪行為によって得ている人物」であると評価させるものであり、被控訴人の支持者等が上記発言に触れる機会があることに照らせば、慰謝料は少なくとも 60 万円を下らないと主張する。

しかし、本件発言 2 (2) から (9) までによる不法行為に係る慰謝料を 40 万円とすることが相当であることは、前記 1 で引用する原判決「事実及び理由」第 3 (当裁判所の判断) の 4 (争点 (3) (原告の損害) について) で認定説示するとおりであり、被控訴人の主張を踏まえても、上記判断は左右されない。

(3) したがって、控訴人及び被控訴人の上記各主張は、いずれも採用すること


ができない。

第4 結論

以上の次第で、被控訴人の請求は、40万円及びこれに対する令和5年5月1日
5 1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容すべきである。よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴及び附帯控訴は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。


東京高等裁判所第11民事部

10 裁判長裁判官

筒井健夫 

筒 井 健 夫

15 裁判官

森田強司 

森 田 強 司

20 裁判官

坂庭正将 

坂 庭 正 将

これは正本である。

令和7年1月29日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 神 作 文 子

